

民事訴状、ネット提出可能に 弁護士は義務化

25 年度実施へ、英仏より 10 年遅れ

法相の諮問機関である法制審議会の部会は 28 日、司法のデジタル化に向けた民事訴訟法改正の要綱案をまとめた。原告がインターネットで訴状を出せるようにするのが柱。弁護士などの訴訟代理人が提出する場合はネット提出を義務付ける。

近く開催する法制審総会で古川禎久法相に答申する。法務省は今国会に同法などの改正案を提出し、2025 年度の全面実施をめざす。

訴状のネット提出は英国が 15 年から始め、フランスや米ニューヨーク州でもそれ以前から可能だ。日本はこれらの国に比べて 10 年遅れとなる。

民事訴訟法が改正されれば原告による訴訟の提起は裁判所がメールなどで被告に通知する。口頭弁論へのビデオ会議での出席も可能とし、手数料は電子納付を原則とする。書面と対面を原則としてきた訴訟手続きの手間や費用をデジタル化で軽減する。

現行制度で訴状の提出方法は裁判所への持参か郵送だ。裁判所を通じて訴えた相手に届ける書類は「特別送達」と呼ぶ手続きで郵送する。手数料は印紙や郵便切手で支払う。部会が 21 年 2 月に公表した中間試案は原則ネット提出に限る制度や、書面との選択制などの複数案を示していた。ネット提出の全面義務付けは高齢者らの訴訟に支障が出る恐れがあると判断して見送った。

訴訟の記録は電子データで一元管理するしくみにする。書面で提出された書類も電子化する。原告らはパソコンを使って閲覧できるようになる。

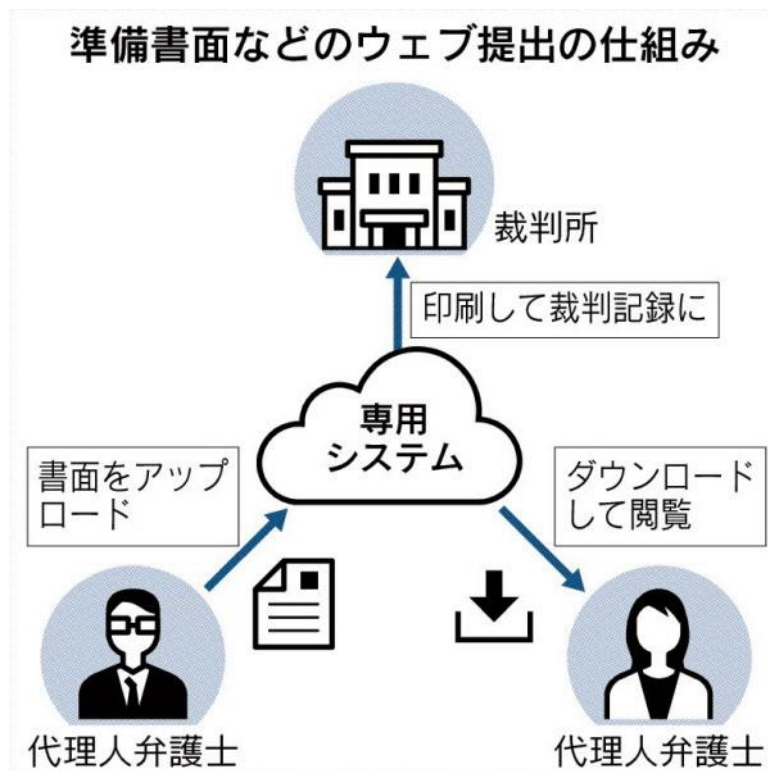
訴訟を効率的にする方策も盛り込んだ。民事訴訟の第一審の審理期間は平均 10 カ月弱だが、1 年以上を要するケースも多いという。要綱案は審理期間を 6 カ月以内にあらかじめ決めて 7 カ月以内に判決を言い渡す制度の創設を提起した。

主要国に比べて出遅れていた日本の司法のデジタル化にとっては一歩前進となる。それに伴い裁判関係の機微な情報を管理するためにサイバーセキュリティの強化も急務となる。

次ページ以下、参考記事：

民事裁判書類 ウェブ提出 5 地裁・高裁、来年導入

東京、甲府地裁など計 5 地裁・高裁は 2022 年に民事裁判の準備書面などのウェブ提出を導入する。現在は印刷した書面をファクス送信や持参するなどして裁判所に提出する必要があり、裁判当事者の負担軽減につなげる。最高裁は運用状況を検証したうえで、全国的な利用拡大を目指す。



最高裁が 25 日、概要を発表した。第 1 弾として甲府、大津地裁で 22 年 5 月ごろに書面の受け付けを始める。同年夏か秋ごろには、知的財産訴訟などに限って東京、大阪地裁、知財高裁(東京)で導入する。

裁判での主張をまとめた準備書面、答弁書や書証、和解条項案などをウェブ提出の対象とする。クラウドサービスを活用した専用システムに原告、被告側が PDF 形式の書面をアップロードしてもらう。

当面は原告、被告双方に代理人弁護士がつく裁判での利用を見込んでいる。手数料の納付が必要な訴状などは対象から外す。

準備書面などの提出方法は現在、「郵送、ファクス、裁判所への持ち込み」とされている。書面を印刷して提出するのは手間がかかる。ファクスは「文字がつぶれて読みづらい」との指摘もあった。

裁判に関する書面のウェブ提出は米国、フランスなど各国で導入されている。裁判記録をオンラインで閲覧できる国もある。

日本での裁判のIT(情報技術)化は「国際標準から大幅に後れをとっている」との指摘がある。民事裁判では現行法で可能な手続きからIT化に着手。20年2月にウェブ会議による非公開の争点整理が始まった。22年に始まる準備書面などのウェブ提出も法改正が必要ない。

政府は民事訴訟法の改正を経て、改革の第2段階として公開の法廷で行う口頭弁論などのオンライン化を23年度に始める目標を掲げる。ウェブ上での提訴は25年度の導入を目指している。

2021年9月14日 日経・朝刊

[社説]民事裁判IT化は国民目線で

民事裁判にIT(情報技術)を活用する動きが本格化してきた。日本の司法分野のデジタルトランスフォーメーション(DX)は先進国の中でも遅れている。環境整備を急ぎ、国民に使い勝手のいい司法制度の実現につなげたい。

昨年から非公開の争点整理がウェブ会議で行われ、2022年には一部裁判所で書面をウェブ上で提出できるようになる。さらに法相の諮問機関、法制審議会が法整備を検討しており、25年度に提訴から判決までほぼオンライン上で完結する体制を目指す。

これまでは原則として弁護士が裁判所に出向かねばならず、書面のやりとりは郵送かファクスに限られていた。新型コロナウイルスの感染拡大により、裁判の日程が遅れることもあった。

移動や書類作成にかかる時間が減ることで、裁判のスピードアップにつながる。先行する取り組みの効果や課題を検証しつつ、早急に全国に広げたい。その際はデジタルに不慣れな人を支援する仕組みのほか、情報漏洩や証拠の改ざん、なりすましを防ぐセキュリティー対策が欠かせない。

デジタル化がもたらすのは効率化だけではない。

民事裁判は裁判官と弁護士だけで進行し、当事者が蚊帳の外に置かれることがしばしばある。ウェブ上での協議や書類共有が広がれば、当事者が話し合いに参加したり、書類を読んだりしやすくなる。難しい法律用語を言い換えるなど、専門家が利用者に寄り添う意識改革も求められる。

将来的には、デジタル化した裁判記録をビッグデータとして活用することも可能になる。例えば交通事故の判決を人工知能(AI)で分析し、賠償額の算定に役立てるなどの活用が考えられるだろう。個人情報に配慮しつつ、有効に生かす手立てを検討したい。

「国民に身近な司法」をうたった司法制度改革から10年以上を経ても、国民と司法の距離はなお遠い。本格化するIT化を両者を近づける好機にすべきだ。